

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成27年1月19日（月）16:01～16:27

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

中澤 一眞 高知県産業振興推進部長

辻 和生 高知県産業振興推進部移住促進課長

澤田 昌宏 高知県産業振興推進部移住促進課課長補佐

<事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

渡邊 浩司 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 「移住促進」による人口減少対策への試み

3 閉会

○藤原次長 国家戦略特区のヒアリングということで、自治体のヒアリングにきょうこれから入らせていただきたいと思います。

最初にお越しいただいているのは、高知県産業振興推進部部長の中澤様以下おいでいただいてございます。

夏にも御提案を頂戴しているわけでございますが、御承知のとおり、地方創生特区という国家戦略特区の2次指定の議論が始まっていますので、先週からこういった形で自治体の方々においでいただきまして、20～30分で御議論いただくという形にしてございます。

特段の問題がない限り、原則、資料、議事録公開という位置づけでやらせていただきますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、10分、15分ぐらいで御説明いただいて、そして、意見交換という形にしてい

ただければと思っております。

きょうは八田座長がお休みでございますので、代理ということで原さんのはうで進行をお願いできればと思います。よろしくお願ひします。

○原委員 どうもありがとうございます。

では、御説明をよろしくお願ひいたします。

○中澤部長 高知県の中澤でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。こういう機会をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速ですが、昨年8月に国家戦略特区ということで高知県移住特区の御提案をさせていただきました。本日、その内容に加えて、少しこれから、先ほどお話がございましたような地方創生に向けて現在取り組もうとしておるテーマもございますので、あわせて御紹介をさせていただければと思っております。

お手元の資料、「移住促進の取り組み」、これはもう今さら申すまでもないわけですが、本県は人口減少が全国平均に比べて15年先行しております。それに伴いまして、右側のグラフですけれども、高齢化率の上昇度合いというのも全国平均10年先行と。その結果、何が起こっているかというのが左下のグラフでございますけれども、端的に言いますと、これは年間の商品販売額です。ちょっと資料が古うございますが、ピーク時から比べて2割減少すると、とりもなおさず人口減少による経済の縮みが如実にあらわれているということでございます。そのことが、また若者の流出を招き、負のスパイラルといいますか、そういった循環に陥っているのが高知県の現状であると。

そういう背景を受けて、その右側にありますけれども、移住だけではもちろんございませんが、一つの切り口としまして移住促進を進めていくこうということで、平成25年から私どもは本格的な取り組みを始めたところでございます。現在、右下のグラフで試算をしておりますのは、その中でも特に特徴的な、高知県には四国の中央にあります大川村という村がございます。これは、島嶼部を除きますと全国最小の村でございます。人口が400人を今切っております。でも、やはり400人の村でもそれを維持していく、そのためにはどうしたらしいのか。これはさまざまな仕事であったり、生活環境であったり、それらの整備とあわせて、人口を維持していくために移住を進めていくと。

それで試算をしましたところ、下にちょっと小さい字ですけれども、年間4組9名、家族構成にもよるわけですが、例えばこういう試算をしてみると人口の維持ができる。そのためには当然、生活インフラ、産業インフラが必要なわけですけれども、そういった具体的な目標を掲げて、ちょっと後ほどお話ししますが、大川村プロジェクトという形で県と村が今さまざまな規制緩和のお願いも含めて検討しているところでございます。

2ページ目をお願いいたします。本県の移住の取り組みとしては、これも左側の欄に、先ほどお配りさせていただきました高知家というプロモーションから始まって、このステップ1からステップ5、まず高知というところを知っていただくことが第一歩。その次に、移住というのはなかなかハードルが高く、普通、それほど頭に浮かぶものではないだろう

と。ただ、国の調査によりまして、首都圏の4割の方は移住ということをお考えになったことがあるというデータもございますので、そういういた移住ということをまず頭に浮かべていただく。3番目が一番大事ですが、移住に向けて考えるだけではなくて具体的なアクションに移ってもらう、そのためのさまざまな取り組み。4番目として、実際に移住をしていただく。最後は定住まで、やはりその地域になじんで、コミュニティーの一員として力量を発揮していただく、活躍をしていただく、そういういたところまで段階を5段階設けまして、それぞれにKPIを設定して、年間500組、これは来年度、27年度末の目標ということで数値を掲げて、取り組みを進めております。

その右上にこれまでの実績で、24年からしかデータがありませんけれども、当初、一番右、移住者数は120組程度でございました。昨年25年から始めまして、それが倍増して270組と。現在はまだ途中経過、12月末現在ですけれども、12月末まで昨年1年の実績を上回るようなペースで進んできておると。

それぞれこの表頭にありますように、KPIとして、まず知っていただくために、なかなか押さえる数値的なKPIとして難しいのですけれども、私どもはホームページのアクセス数をまず入り口のKPIとする。その段階では、私どもはまだ移住をしたいと考えていらっしゃる方がどこにいらっしゃるかわからないので、それが次の段階で相談に来ていただく、窓口に来ていただくのが次の段階のKPI、最終的に移住者数というようなところでチェックをしながら取り組みを進めております。

ここに書いておりますステップ1から5までございますけれども、こういった施策にあわせて、右下、なかなかこれは行政だけでは難しい。特に地方から都市部の人材に、高知はこういうところです、こういう住環境、こういう仕事がありますということを届けることが難しいということで、今年度から、この図にあります真ん中の赤いところですが、人材ビジネス事業者、右下に協定先と書いてありますが、パソナ様であるとかテンプスタッフ様、マンパワーグループ様など、こういったところと協定を結ばせていただいて、再就職支援の制度を活用した人材の紹介を民間の事業者様に御協力をいただいて始めておるということをございます。

その次のページは、これまで移住をしてくださって、まさに各分野や地域で中核となって、地域の中核人材、あるいは企業の中核人材、それから、下にあるお2人は地域で仕事をつくり出していただいていると。それで雇用を生み出すというようなことで活躍をしていただいている方が、たくさん出てきているという状況にございます。

4ページが、最後、そのための規制改革のお願いということですけれども、項目によつてはもう既に御検討いただいているものもございます。私どもがきょう一番お話をさせていただきたいのは一番上にあります。移住の取り組み、各市町村、県下に34ございますけれども、やはり最終的には基礎自治体である市町村の取り組みということになってまいります。県がまず最初の入り口で、あとは市町村の対応ということになりますが、小規模な特に町村です。この実態が、やはり移住というのはなかなかハードルが高うございますの

で、これは全国各地で取り組みされておりますけれども、いわゆる移住体験ツアーティカルな、まず一度見に来られませんかと、いろいろ実施しておるわけですが、ここで旅行業法の縛りがございます。業法の免許を取ればいいという話ではあるのですけれども、正直、町村レベルでそれだけの業をやるには準備金が必要とかいろいろ条件がございます。

そうではなくて、自治体が直接やる場合には、要は団体旅行の催行、移住をしたい、そのツアーティカルに参加したいという方から見れば、御自身が全て交通の問題から宿泊の問題、それから、各施設を移動する、あるいは見学をするといつても、それぞれ料金の受け渡しみたいなことを個々でやっていただくという手間ひまがかかります。結構こういった動きを各自治体が県内でやり始めておりますので、しかも、また、町村レベルで言いますと、いわゆる旅行事業者さんがいないし、やってもなかなかこれは採算に乗るようなものでもございませんので、民業圧迫ということもないだろうと思います。

条件をどうするかというのはあろうかと思います。考え方の整理が必要かと思いますけれども、基本的に、こういった移住を進める体験ツアーティカルなことを自治体自体が主催する場合に、業法の適用除外という形にしていただければ、市町村としての取り組みも非常にスムーズに運ぶのではないかと考えております。

2番目の住所地特例、これはもう既に①後期高齢者医療制度と②にあります介護保険・国民健康保険、これは要は保険制度の原則であります負担と給付が移住することによってずれてしまう問題を何とかしてほしいという内容でございまして、既に①については、平成30年度をめどに実施されるやにお伺いしておりますので、同じように②につきましても、将来の問題でございますし、これは移住促進そのものというよりは受け入れする自治体の財政負担の問題で、これは負担と給付がうまくマッチするようにやらせていただければということでございますので、引き続き御検討いただければと思っております。

「(2) 移住者の働く場の確保」という観点からいいますと、①中小企業信用保証制度の農業への適用と。やはりこれは1次産業への就業、担い手の確保というのは各地域でどこでも大きな課題になっておろうかと思いますので、この適用範囲を広げていただきたいと。これはもう既に新潟県の特区のほうで実施されておろうかと思いますので、その結果によって全国に展開をしていただけるものと期待しております。

②は地域限定の通訳ガイド。インバウンドの地域観光というのを高知県も、もともとの母数は少ないですけれども、ここ数年、倍々ゲームというか、非常に伸びてきております。その際の通訳案内士という国家資格の制度がございますけれども、なかなかそういった人材そのものがローカルには少のうございますので、こういった国家資格以外に、自治体の研修でそういった事業ができるような形にしていただければ大変ありがたいということでございます。

これまでが8月に御提案をさせていただいた内容なのですけれども、最後に、私どもは本当に規制緩和を切り口にした形で、高知県は特に人口減少、高齢化、先ほど冒頭申し上げたような環境にございますので、何とか私どものような県が率先して、その地域の今後

の存続であり、繁栄発展の維持存続を図っていくさまざまな取り組みを進めております。

今お手元にこういうパンフレットを配らせていただきました。高知県の産業振興計画ということで、これを平成21年からスタートしております。やはり先ほど見ていただいた人口減少の弊害はさまざま出てきております。だから、根本的に手をつけなければいけない。高望みをするわけではなくて、大きな企業に来ていただいて立地ができる何千人規模で雇用ができるという、これは現実的に難しいと思っております。地域、私どもが持てる強み、特にやはり1次産業、自然、天然資源、そういうものを活用しながら、地元の天然資源であったり、あるいは2次産業でも得意な技術、いわゆるニッチトップと言われる、そういうものに磨きをかけて、足元を強くして外に打って出ると。

私どもは地産外商と言っておりますけれども、地域の資源を磨き上げて、それを外のマーケットに売り出していく、それによって地域の経済を回していくのが基本の考え方になっています。それをやり進めていくためにも、やはりその担い手、人材をどう確保していくのか、人材育成、人材の確保、これが大変重要だと思っておりまして、そういうことを基本に進めておるわけです。

5ページは、今言ったことの、こういう効果が見込まれますというだけの資料でございます。最後のページに、その人材確保がいかに重要か、冒頭見ていただきました大川村の例で、年間数組移住ができれば、その地域としては維持できます。これは非常に小さいので、本当に注目するに値するほどの規模ではないのですけれども、これは大小の問題ではなくて考え方の問題だと思っています。やはりそれぞれのサイズに合った形で、その地域の特色ある資源、産業、強みというものをどう生かしていくかについても、さまざまな担い手となるべき人材がやはり必要なわけで、その必要な人材をどう生かすかということにも関連をしてまいりますけれども、もう一つ、その地域で生かされる、そのために必要な生活基盤、産業基盤ということで、私どもは中山間地域と言っておりますが、人口減少地域で旅客貨物の複合輸送ということ、これを今、物流事業者さんとともに検討しておるところです。

左上1に「中山間地域の課題」ということで地域の住民、これはいわゆる生活の手段としてのインフラが非常に不足をしてきている。生活の便が悪くなるので、またどんどん地域外へ出していくという悪循環に陥っているわけです。一方これを支えている物流事業者さん、これは先ほどの大川村の例で言いますと、クロネコヤマトさんとか、400人しかいない自治体で、やはりトラック1台1日走らせているのですね。これは正直言って非常に効率が悪い。

私どもは、そこで、何とか人は人、一方でバスというのは、いわゆる過疎バスですけれども、これも採算が合わないので、補助をして何とか存続させていると。人と物というのを、400人の村で1日トラックを走らせているわけですから、そのトラックだけではもちろん成り立たないと思うのですけれども、トラックとバスの組み合わせで、人も運べる、物も運べる、産業のインフラ、生活のインフラ、両方成立することはできないのか、という

ことを今、事業者さんとともに研究をさせていただいている。

これに伴って、3にありますように、平たく言えば、今の旅客自動車の運送上での規制がございます。人は人、物は物ということですけれども、それを、ヨーロッパなどでは例もあるようでございますので、両方を運べる、両方運送ができるというようなことをぜひ御検討いただけないだらうかと思っております。

ここには人と物の物流ということだけを記載させていただいておりますけれども、例えれば物流事業者さんとこれから検討し、大川村を事例にやらせていただこうと思っておりますのは、物流事業者さんが中山間地域で実際にものにつくるところまで参入いただけないだらうかと。これは非常に抽象的な話なのですけれども、私ども高知県というのは実は農業生産の生産性は日本一高いのです。面積当たりの農業生産額は物すごく高い。それはなぜかというと、米ではなくて施設園芸が中心なのです。だから、非常に単位面積当たりの収益は高い農業をやっています。それはハウス農業であり、しかも、全国一の農業生産技術というのを持っておりまして、さらに今、オランダとの技術提携をする中で環境制御、CO₂の施用でありますとか温度管理、湿度管理を機械的にやっていく、そのことで収量を飛躍的に向上させるといった技術も今、実際にスタートをしております。

そういうものを、これは必ずしも中山間地域でなくても、農業全体で農業の生産額を上げていくということにももちろん効果を発揮するわけですけれども、中山間地域でも、例えば小学校の廃校、グラウンドが必ずあります。大体1ヘクタールぐらいは小さくてもあるのです。そこにハウスを建てましょうと。機械化のオランダ型農業というのは水耕栽培ですから、若い方から高齢者でも技術さえ覚えればそれが実行できる。そういうもののインフラを整備することで、地域でも、平地がないところでも生産性の高い農業をやりながら、ただ、それには経営ノウハウを持っている人材がなかなか地域にはいませんので、例えば物流事業者さんが運ぶだけではなくて物を一緒につくってくれませんかというような形で、民間の参入みたいなこともできれば促していきたいなど。

その際にまたいろいろ業の規制というのが出てこようかと思いますので、これはまだ検討中のテーマでございますから、こちらでこういった部分の規制緩和をということではございませんけれども、ぜひ今後、私どもの検討が進めば御相談をさせていただければと思っております。

○原委員 どうもありがとうございました。

こちらの紙は、事務局から一言いただいてもいいですか。

○藤原次長 最後にと思ったのですけれども、簡単に御紹介しますと、最後の項目は別に、夏の提案をいただいてもう既に4～5カ月たちますが、その折衝状況でございます。

最初の項目は、非常にぜひということでございましたけれども、ありきたりの回答が来ておりますが、再要請をしているという状況でございます。何か条件をつけても適用除外の部分がとれないかということを引き続き検討してきたいと思っております。

後期高齢者の話は、ここに書いてございますけれども、平成27年通常国会、次の通常国

会で全国制度として見直しということで先ほど言及がございましたが、そういう形になってございます。

次の項目、これもなかなか難しいという内容でございますけれども、対応不可と厚労省から来ていますが、引き続き検討要請をしているところでございます。

保証協会の話は、御承知のとおり、先ほどおっしゃっていましたが、特区の中ではもう初期メニューということで使えます。

それから、書いてございませんが、通訳案内士のほうは、これも総合特区では全国47カ所、48カ所で使えるのですけれども、構造改革特区でも、皆さんの地域でも、総合特区に指定されていない地域であっても構造改革特区でいけるように、臨時国会の中で構造改革特区法のほうも抱き合わせで戦略特区法と一緒に提出したのですが、残念ながら衆議院解散総選挙でこれは廃案になってしまいました。これはこの通常国会でやりますけれども、時期があいてしまうので、もう特区とかそういうことではなくて全国展開できないかということで、今、国交省には連絡をしているということで、全国どこでも地域限定ができるようにするという方向での調整をしているところでございます。

きょういただいた最後の項目につきましても、速やかにまた役所のほうと折衝してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○原委員 ありがとうございました。

特に住所地特例の話などは、先生。

○鈴木委員 そうですね。大変重要な話だと思うのです。特に東京なんかだと特養がなくて、伊豆に行って特養に行くとかということをやっているので、どんどんそういうことをやるとトータルとしてコストが減るはずなので、この不可という回答はそういう流れからして理解不能なのですけれども、どんどん居住者を高齢者としては、高齢者とか介護の人が移ってきて構わないということですね。ただ、費用負担が上がるのは困るので、もとのところで持っていてくださいと。それは両方ウイン・ウインだと思うのですけれどもね。

○藤原次長 担当参事官のほうで関係省庁の感じを補足してください。

○渡邊参事官 住所地特例のほうでございますけれども、これはこちらのほうに書いてございますが、要するに、地域保険の基本的な考え方、これに対する考え方というのがございまして、そこに住んでおられる方々で拠出と給付を受けて、お互いに保険制度というものを依存し、そしてそれを支えていくと、そういう考え方方が基本的にございます。

それで、移住の方でございますけれども、今、住所地特例の場合でございますが、例えば入院とか入所、施設に対して入ってきた場合においては、それは確かにそうでしょうと。ところが、その前に住まれると、何年前から住んでおられた方と、どこまでをその地域の方々にするのかといった問題が出てまいります。そういうことから、そういう考え方を整理した上でやっていかなければいけないのかなと。

さはさりながら、そう言っている一方で、高齢者の方々が入られるサービスつきの高齢

者賃貸住宅がございますけれども、こちらのほうは対象になるなど所要の改正ができるておりますので、こちらに書かせていただいておるよう、例えば病院に空きベッドがないからとか、あるいは病院というのに、そこに入りたいのだけれども、そのところに、本当にどんなところなのだろうということでお試し的に行かれるような方々。そのような形で入所を前提に移住された場合については対象にしてもいいのではないだろうかと、そのような働きかけをちょっと、ちょっとと言ったら失礼ですが、そういうことで進めさせていただきたいなと私は考えております。

○鈴木委員 あと、後期高齢者のほうは認められるわけですから、片方だけ認めないと、いうのはちょっと整合性に欠けるのではないかという攻め方が、課というか局は違いますけれども、できるのではないかと思うのです。

○渡邊参事官 ありがとうございます。

○原委員 高齢者のサービスつきのは対象になるというのは、どういうことですか。

○渡邊参事官 サービスつきというのは、要するに、これは高齢者の方々の賃貸住宅の中で、自立のできる方、あるいは軽度の介護を要する方、そういった方々に対して入るところに、そこに入られる方については、それはもう入所と同じように扱うということです。ですので、住所地特例の対象になってくるという扱いになったと。その所要の改正を最近行って、ちょっと失念しましたけれども、たしかこの4月くらいに始まるという状況でございます。

○中澤部長 恐らく、今お話がありましたのは地域ごとの保険制度ということでございますので、これは知事会のほうでも、要は仕組みを、どこかでルールをつくらなければいけないだろうということで、知事会のほうでもいろいろ検討を、代案といいますか、案を検討させていただいておりますので、また時期を見て御相談させていただければと思います。

○原委員 これが特区になじむのかどうかというのはまた議論かもしれませんけれども、重大課題であることは間違いないですね。

○中澤部長 確かに限られた場所ということでは多分ないのだろうと思いますね。

○鈴木委員 最後の輸送の話なのですけれども、これはどちらをより求めているのですか。つまり、人を運ぶものに対して物を運べるようにするというのと、物が運べるものに人を乗せるというのでは大分ハードルが違うような気がするのですけれども、むしろ前者のほうの物を運ぶのを拡大するというほうが、よりメリットがあるのでしょうか。山間地域などだと結構、私も高知はよく知っていますけれども、山間地域の郵便局とか、そういうものがもっと使えたらしいという意味で、よりニーズがあるのは後者のほうなのでしょうか。

○中澤部長 そうですね。ただ、組み合わせなのかなという気もするんですね。一応幹線は、便数は少ないといえバスが入っていて、そこは逆に人のところに荷物をと。そこから先というのは、旅客はタクシーという手段ぐらいしかなくなるわけです。でも、そういったところに日常的にトラックが走っているわけですね。だから、エリア内は荷物を積むところに人を乗せられないかと、そういう組み合わせではないかなと今考えているところ

です。

いずれにしても、せんだって、地方創生特区の中で近未来技術を使って云々というような報道がございましたが、多分、新聞を拝見しただけですけれども、無人構想とか、そういったところはここをフィールドにできれば。

○鈴木委員 あれこそいいのではないですか。

○中澤部長 まさにそうなのです。だから、そういうものの検証フィールドとしては最適な場所だろうとも思っていますので。

○鈴木委員 遠隔利用もできそうですね。

○中澤部長 やはり人が少ないとということは、行政にしろ、民間の事業にしても効率が悪いことは間違いない。でも、維持していくためには一定の効率を上げなければいけない。そのときに、その無人構想であったり、そういった技術を使ってそこがカバーできるという可能性は大いにあるのかなと思っています。

○原委員 あと何かありますか。

○藤原次長 事務局からですけれども、そうしましたら、先ほど御質問ございました、またちょっと不確かな部分がございましたので、それも今日、明日中にも自治体と先生方には制度の状況はまた御連絡申し上げた上で、引き続き、積み残しになってございます項目につきましては、関係省庁と、場合によっては住所地特例等々の話も関係省庁を速やかに呼んで、今週ないし来週にきちんと議論をさせていただき、また、フィードバックをさせていただきたいと思っております。引き続きよろしくお願ひいたします。

○原委員 どうも大変ありがとうございました。またお願ひいたします。